

この街で「安心・安全・平穩に住み、生活する権利」を

東京外環道工事と大深度法の憲法違反を告発する

東京外環道・国交省署名提出院内集会への報告

2021/12/22 参院議員会館 東京外環道訴訟原告 丸山 重威

はじめに 私は原告の丸山重威です。私は本日、外環道の直上から31センチ、陥没現場から26メートル、発見された2つ目の空洞から数mという距離に住む立場から、今回の工事が引き起こした人権、つまり憲法25条の「健康で文化的な生活」どころか、ごく普通の安心・安全な場で、平穩に生活する権利が侵されている状況を報告し、みなさんのご支援をお願いしたいと思います。

昨年10月18日の陥没から1年を経過しました。陥没以降、掘削は中断していますが、それ以外の作業は続いていますので、事業者の不法行為による住民への人権侵害と被害は、改まることなく続いている状況です。とくに、大泉地区では保全措置を理由に掘進を再開しました。

さらに、陥没と空洞が発見された、調布市東つつじヶ丘では、事業者の路線上の住宅から住民を転居させ、住宅を壊し、更地にして地盤強化をするという方針に基づき、住民の転居が始まり、静かだった住宅街が壊されようとしています。

この事態は、何の補償もないまま、土地所有者の権利を侵害する憲法違反の「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」(以下、大深度地下法)に基づき、その法に決められた基準さえ守れないまま、巨大なマシンを運転し、ミスを起こした結果始まったものです。しかも国や東京都、NEXCOが言っていた、「地上には影響がない」との宣伝が真っ赤な偽りであったことから生じたものです。

事業者の不法行為によって、人間の尊厳を踏みにじられ、生活権が脅かされている状況を改めて報告したいと思います。現在、私や私の近所の人々に起きていることは、憲法29条の財産権、25条の生活権、そして13条の人間としての尊厳を著しく侵害するものです。裁判所は直ちに大深度地下法の憲法違反を認定し、同法に基づく当該処分を違法を宣言するべきであり、国会・政府も、大深度法の見直しと、外環道工事の中止に踏み切るべきだと思います。

事業者の計画の進行と追い立てられる被害者 昨年来、東京外環道建設にあたっては国と東日本、中日本の高速道路会社(NEXCO)は、他人の土地に勝手に路線を設定して、巨大なシールドマシンで掘削し、振動や騒音で住民の健康を損ない、地盤を破壊しながら、そのマシンの運転でミスを起こし、陥没や空洞を造って、住民の家まで壊さなければならない事態に陥りました。

事業者はこの事態に、①陥没事故現場周辺の長さ800メートル、幅200メートルの地域に「補修対象区域」を設定、因果関係を確認し、個別対応を検討する、②うちトンネル直上の住宅について、地盤の緩みを補修するため、住民に「仮移転」を求め、住宅を取り壊し更地にして地盤強化をし、終了後住宅を再建する一という計画をつくり、個別交渉に入っています。

既に交渉が始まり、既にトンネル直上にある筋向かいのAさんは、都内の実家に引っ越しされましたし、お隣のBさんは、引っ越しをされました。同じブロックの角のCさんのお宅も、3月までの明け渡しが決まったそうです。両親の時代から住みつづけてきたDさんも「移転するしかない」と決断され対されたそうです。少し古い情報ですが、Eさんは、仮移転の交渉を始めましたが、条件に合う住宅が見つからず、決められないとのこと、Fさんは住宅の評価をめぐる論争になり、話し合いは中断しているそうです。

こうした交渉では、買収や費用の計算など一切秘密にされ、基準すら示されていないため、実際にどうなっているか分かりません。

住民相互を疑心暗鬼にさせ、分断し、個別に排除する、みんな不安で、それを解決する方法が見つからない、という人権無視の政策が進み、理由もなく平穩な生活が奪われています。

「直上だけ」に固執、科学的調査を否定 事業者側は、私たちが外環訴訟提訴4周年集会を開いた12月18日にぶつける形で、トンネルの見学会、地盤調査の説明会と称する会合を開きました。しかし、トンネルを案内しても、肝心のシールドマシンも、その運転席も見せることはなく、ただトンネルの空洞を案内するだけでした。

また、地盤調査の報告でも、住民側が依頼した東京工業大学の稲積真哉教授が、10月に直上以外の4カ所で調べた結果、周辺の地盤にも空隙(隙間)を発見し、「トンネル直上以外の場所でも緩みが生じている」とした調査結果を、別の3カ箇所で調べ、空隙に見えたのは「誤認」とし、「直上以

外には緩みはない」などとするだけのものでした。しかも、地盤について、浅層部分のN値が低くても、住宅には問題ないなどという暴言まで飛び出しています。

調査結果がどうであれ、私たちから見れば、被害は間違いなく出ているわけですから、この事業者の姿勢は、地盤について科学的調査すら否定しようというものです。

事業者は、この補修対象区域の住宅は約1000戸、地盤強化の対象は40～50戸とし、実際に住宅破損の修復を終了したお宅も出ています。しかし、この「補修区域」や「仮移転区域」の線引きは全く恣意的で、合理的、科学的根拠はありません。同時に、この一連の地盤強化工事については、土地所有権の処理など法的根拠は全く明らかにされていません。住宅被害は、ひび割れが広がったり、地盤の変位が起きたり、いまなお新たな事象が出てきており、将来も含め、これで問題が終わるとは思えません。

法的説明できず、工事方法も未定、不法行為責任を認めよ 昨日、私の家に、私の家が直上ではなく、トンネルからの「31センチ離れている」と説明していたことに、図面や回答を求めていたため、3人の職員が図面を持って来ました。

何かはっきりした話をしてくるかと思っていきましたが、「図面は測量によるもので、それ以外の科学的探査はわからない」とし、隣の家の取り壊しについては、「時期も、地盤強化の方法も未定」とし、一方では、31センチについても、トンネルの円のどこから31センチなのか、外周の外側にとる離間距離はないのかすら説明できない状況でした。要するにそうした検討は全くされないまま、住民の不安をいいことに、交渉を進めているわけです。

おまけに、「お宅の住宅の一部を障壁に貸していただくことになるかもしれない」と申し入れてきました。しかし、「この住宅の取り壊し、地盤強化対策は、都市計画法や建築基準法ではどのような性格の工事なのか。第一種住居専用区域で大工事をするわけだが、法的根拠はどうなるのか」などと質問しましたが、「方法もスケジュールもまだ決まっていない」と答えるだけでした。

この工事はそもそも外環トンネル建設では、予定されていない工事です。しかし、事業者は、隣については早急に引っ越しを求め、家の解体工事を始めます。私の家は「大丈夫」とのことそのままです。私には、隣の家が取り壊され、また地盤を掘り起こして凝固剤を入れるなど重機による「強化工事」が行われる間、起きる騒音や振動を、補償も賠償もないまま、ただ我慢、受忍せよと言っているのがいまの状況です。

隣接地に地盤強化剤が注入されれば、私の家の地盤や地下のみずみちには大きな変化が起きるはずですが、工事の障壁はどうするのか、作業範囲はどうするのか、直上であるかないかは関係なく、大深度地下法の適用外の土地で、作業を進めることに違法性はないのか？ 予想される健康被害をどう防ぐのか？ 納得できる回答はありません。

私は、これらの被害は、憲法違反の法律と、その法律をさえ守ることができず、陥没や空洞出現を起こした事業者による不法な権利侵害であり、当然賠償責任があると考えます。

理由なき移転・取り壊し・更地化、その後は？ 最初から考えてみましょう。私たちはなぜ、こんな目に遭わなければならないのでしょうか？ ごく普通に生活していた家族が、ある日、いきなり、あなたの家を壊させていただきたい、と言われたら、どうすればいいのでしょうか？ 警察も守ってくれない、行政も守らない。私の隣人たちは、自分が住んでいた土地が、なぜいきなり住めなくなるのか、その土地がどうなるのか、説明はほとんどないまま、「引っ越し」という人生で滅多にない、あるいは父母、祖父母の時代にもなかったことを迫られています。すぐ隣に住む私は、今後長く続くこの被害に耐えながら、住み続けなければなりません。 どう考えても理不尽です。

この状況は、先に述べたように、住民や地権者には一切無断で、地下掘削が進められた結果、引き起こされた事態です。地上には影響がないはずだとして、地上の住民には、何も知らせないまま、問答無用で進めてきた事業の結果です。2015年3月の衆院国土交通委員会では、太田昭宏国交相が「シールド自体が壊れることがなければ地上への影響は生じない」と答弁していました。しかし、起きてしまった。国交大臣とNEXCO2社の社長は本来、直ちに現場に来て謝罪し、話し合いはこの不法行為の賠償から始めるべきです。

NEXCO東日本の小島徹社長は10月15日、調布市を訪れ、長友貴樹市長に「住民の皆さま方に、多大なるご迷惑とご不安を与えてしまいました。心より事業者といたしまして、お詫び申し上げます」と述べましたが、住民に対する謝罪の場については、つくろうとする努力すらしていません。

そして、謝った先の調布市からは、市民から情報公開を求められると、請求文書をそのまま「取り

扱い「厳重注意」の注をつけて事業3者に「情報提供」し、9回にわたって「この人が公開を求めています」と通報していたことがわかりました。「市民の代表」であるべき「市」が、このような姿勢であることは、まさに許しがたいことといわなければなりません。

さらに、私たちが問題にしたいのは、事業者が、交渉については、全く秘密にし、基準も示さず、集団交渉には一切応じないできていることです。個別交渉でも肝心の不法行為、つまり、住宅被害、健康被害が出たことや、引っ越しだの売却だのを強制されることについての損害賠償、慰謝料については、認めようとせず、「他の費用に含める」などごまかしています。

住宅についても、築年によって減価償却するとか、同じ材料で作り返す計算で評価するなど言うだけです。祖父母の時代から住んだ土地、父母や自分が育った住宅、子どもの誕生や成長を記念して植え、育てた樹木。古い住宅は、その分だけ、家族の歴史と記憶が積み重ねられ、生活者にとっては何物にも代えがたい、価値は高いものを奪うことへのためらいはありません。

いまなお続く被害 マシンは止まっているはずですが、事業者はトンネル内から土中に向かって約20本のボーリングをしました。このボーリングは、大深度地下の許認可範囲に限ったことではないはずですが。40m以浅、無許可の探索は違法です。そうしたトンネル内の工事の影響か、家人や近所の人々からは、騒音や振動、低周波音を感じることもあり、地震があると、震度1、2でも、今まで感じなかった揺れがより大きく、速く伝わる、といいます。事実、私の家の周辺もマシン通過から1年の間に、土地の隆起や沈下が起き、擁壁がずれたり、壁のヒビが大きくなったり、少し離れた所ではマンホールが浮き上がる現象が起きています。

周辺では、風雨に関わらず「24時間監視」のゼッケンをつけた要員が歩き、ポールと測定器を持った2人組の測量員が、朝、夕など地盤の変化を測量していますが、その結果やデータについては、「公道については公表する」としながら、一切公表していません。

昨年12月、日経新聞が入間川東側の若葉町の地盤沈下について、マシン通過前と通過後を比較した衛星観測データを報道し、地盤沈下を20～30ミリメートルと伝えましたが、事業者は測定開始を9月に変えて、1～3ミリメートルだとする数字を公表、ごまかしています。

そもそも、地盤は連続しています。トンネル直上だけ地盤が緩んでいて、それ以外は強固だという根拠も、直上だけ地盤強化するということにも、合理的な根拠はありません。

事業者の調査報告を原告側が提出する異常さ 私たちは、9月の本訴口頭弁論で、本来なら被告側が提出すべき事業者の「有識者委員会」の調査報告書を、原告側から提出し、代理人弁護士が口頭説明しました。陥没事故に至った原因をそれなりに分析した報告です。私たちはこの報告書を、専門家を交え、数日かけて分析、検討しましたが、この報告書は実にずさんで、いい加減なものでした。

早い話、マシンが土砂を吸い込み過ぎて、空洞が生じ、陥没が起きたというのですが、報告書には、いつ、どういう作業の中で、何が起き、そのとき、マシンの運転者は誰で、管理者は誰か、どういう対応をしたのかすら、全く明らかにされていません。

「特殊地盤」ともいうのですが、それをなぜ事前に見つけられなかったか、見つけた直後どうしたか、現場の説明はありません。私たちは、地域での説明会などを通じて、事業者に質問し説明を求めています。納得できる答えは聞かれませんが、法廷でも、被告側からの説明はなく、これで「再発防止策」など作りようがありません。独立した調査委員会を作って事故原因調査をやり直さなければ、納得は得られません。しかし、本訴でも仮処分でも、毎回理由をつけて裁判の引き延ばしを図り、自らの正当性については語ろうとしないのです。

事業についての杜撰さは、技術的な問題だけではありません。陥没事故を起こした調布市東つつじが丘の工事認可を受けたのは、NEXCO中日本でした。ところが工事を担当し事故を起こしたのはNEXCO東日本でした。無許可、無認可の工事担当者が作業し、問題を起こしたことになります。

振動、騒音、健康被害の無視 しかも、この「有識者会議報告書」は、この掘削が進んできている間、地元周辺で起きていた、騒音、振動、低周波などの健康被害については、一切触れていないばかりか、そのことを気にかける様子すらありません。こうした被害は個別的ですが、多くの人が経験しています。私自身、ある日、自宅の2階で畳の上で横になっていると、ずーんという地響きのような振動が伝わってきて、飛び上がったことがあります。

陥没事故後誕生した、「外環被害住民連絡会・調布」のアンケート調査では、調査票を配布した308軒中、回答があった132軒だけでも大変な被害が出ていることがわかりました。被害は、室内のヒビ15件、ドア、床の傾き19件、コンクリートのひび割れ17件、塀やタイルの変状17件など、住宅など構造物被害は58軒から報告され、同時に、騒音72件、振動95件、低周波音51件など102件の体感被害が報告されています。

これらの被害はトンネル直上はもちろん、事業者が住宅補修範囲とした地域から外れた部分の住民からも報告されています。しかし報告書は、これらの事実に触れないばかりか、説明会には、一方的に線引きした地域の外側の住民や、メディアを排除し、事故についての反省など全く示されていません。

線引きした地盤強化、住民の追い出しもはかる

事業者のいい加減な線引きで工事が始まる街が、こんなことをした場合、元のような静けさを取り戻すには何十年もかかります。しかし、古くからの家族が住み続けられなくなった街は、大きく変化し、虫食いのようになってしまいます。1年後、5年後の街はどうなっているか。しばらくは、住宅破壊と地盤強化の「工事中」の囲いの帯の中に、ポツンポツンと残された古い家が点在することになります。

第一種住居専用地域に展開される、住宅破壊、重機をも使った掘り起こしと薬液注入、更地化、そしてその後はどうなるのか？ この事業がしていることは、「街の破壊」です。

事業者による説明会では、「補償の方針」として、初めて「地盤補修範囲にお住まいの方へ仮移転または事業者による買い取り等のご相談をさせていただきます」という文言が登場しました。「こんな街には住めない」と考える住民を誘い、直上以外の住宅からも、追い出しを図る作戦とも読み取れます。本気になってこの政策を進めるなら、仮に1戸、3億、4億円掛けたとしても、1000戸で3000億、4000億円、2兆3000億円の計画から言えば安いものでしょう。

事業者は今回の説明会で「来月以降、住宅の取り壊しに入りたい」と説明しました。既に引っ越ししてしまった家がある以上、そこから順次取りかかるでしょう。

事業者が、もし本当に地盤強化のために立ち退き、住宅撤去が必要と考えるなら、トンネル周辺の全ての住民に、快適な住まいと新しいふるさとを造れる住環境を提供し、跡地は公園にでもするという、新しいプランを掲げることでもしない限り、住民の納得は得られません。

結局、問題は、この住宅地をカネで壊してしまっているのか、ということです。街を守るには、計画を止める以外にないのです。

失われた道路建設の必要性、求められる情報開示 私たちの憲法は、財産権について、その内容は「公共の福祉」に適合するように、と決めています。

東京外環道建設は、確かに計画された1960年代には必要と考えられた道路だったかもしれませんが。しかし、現在、その必要性は全く変化し、交通量も減っていく中で、無用の長物になりかねません。費用の増大化も相まって、建設の公共性は大きく損なわれています。このような住民の生活権の侵害を押してまで、建設を進める合理性はありません。

特に、この建設は大深度地下法が容認したとの理由で、工事内容、調査結果等について、当該の権利者である住民に全く知らさない形で進められています。

私は先ほど、トンネル直上から31センチ離れていると申しましたが、第6回と第9回口頭弁論の際、「私の家はトンネルにかかっているらしいが、どこのどの場所に道路が通るのか、何の説明もない」と陳述しました。さきほど述べたように、6月の境界確認で初めて、「直上から31センチ外れている」と説明されましたが、その調べ方も、どこをどうやって図ったのかもわかりません。この状況は私だけではなく、近所の多くの住民が同じような状態に置かれています。

憲法が求める公共の福祉と人権、これからの世界 いま、地球環境の変化を大きな要因として、こうした巨大開発を軸とした経済構造自体が大きく転換しなければならない状況にあることが、さまざまな場所で指摘されるようになりました。重厚長大な産業による開発を進めていく現代資本主義のあり方は、地球環境という、最も根源的な力から、反省と転換を迫られています。私たちは、これまでの思考や概念、価値観は枠組みごとに変換しなければならない局面に居るのだと思います。

そう考えるとき、日本国憲法が持つ「基本的人権の尊重」は、私たちに重要な指針を示していま

す。「公共の福祉」の名の下で、便利さや経済性だけが優先して造られてきた科学技術によって、丸ごと私権が制限され、生存さえ危うくされるような社会は、生命を第一に考える政策と法的思考によって転換されていかなければなりません。

そしてこれを、「外環道建設のいま」に置き換えると、工事中止、大深度法の廃止しかありません。ここまで進んだ工事を止めるには大変なエネルギーを必要とします。造りかけの外環道はみっともないかもしれません。しかし、これだけの被害と危険を冒して進む外環道工事が、現在の不安はもとより、将来の危険、「安心・安全に住む権利」を冒しながら、なお尊重しなければならない「公共の福祉」だとは到底言えないと思います。いま、本当にこの事業は必要なのか、普通に生活し生きていく人の人権をどう考えるかといった根源的な問題に立ち返って考えるとき、やっぱりこの計画は中止するしかない、という結論に達します。

私は日本に憲法が生き、当たり前の道理が通用することを示すためにも、政治も司法も、ここで勇気ある判断をし、外環道建設の中止と大深度法の廃止に踏み切るよう、改めて訴えます。

(了)